

【研究開発プラットフォーム規則】

名称：「知」の集積と活用の中 果樹生産システム研究開発プラットフォーム 規則

【制 定 日】2018年5月10日

【改 定 履 歴】2018年7月12日

第1章 総則

(名称)

第1条 この規則が対象とする組織は、「知」の集積と活用の中 果樹生産システム研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）と称する。

(趣旨及び目的)

第2条 プラットフォームは、農林水産・食品分野の産学連携の仕組みである「知」の集積と活用の中産学官連携協議会（以下「協議会」という）のもとに設置され、協議会の取り組みの基盤のひとつとして、産学及び異分野の組織・人材交流と第11条に定めるコンソーシアムの形成、運営管理を通じて、果樹生産システム研究開発におけるイノベーション創出をめざす。

2. プラットフォームは、協議会を通じ、協議会のもとに形成された他の研究開発プラットフォームとの間で、適宜情報交換又は人材交流等を行い、前項の目的の達成につなげる。

(事業内容)

第3条 プラットフォームは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 果樹の新品種開発や画期的な省力生産技術、加工流通技術等、果樹生産に関わる研究戦略、研究計画の策定
- (2) 果樹の新品種開発や画期的な省力生産技術、加工流通技術等、果樹生産に関連する知財情報の調査、知財戦略の策定
- (3) 果樹生産システムの構築を念頭においたビジネスモデルの策定
- (4) 研究成果等の情報発信及び新たなプラットフォーム会員の勧誘
- (5) 「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の活動への協力
- (6) その他プラットフォームの目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

(入会)

第4条 協議会会員のうちプラットフォームの会員として入会しようとする者は、入会申込書を第24条にさだめる事務局あてに提出し、第16条にさだめるプロデューサーチーム会議の承認を得るものとする。

(退会)

第5条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会届を事務局あてに提出し任意に退会することができる。

(会員資格)

第6条 プラットフォームの会員は第2条にさだめる趣旨及び目的に賛同して入会した法人、団体又は個人とする。なお、プラットフォームの会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は第3条にさだめる事業に参加する権利を有する。

2. 会員は、次の各号の義務を負う。

- (1) プラットフォームの目的を達成するため、第3条にさだめる事業への協力
- (2) 本規則その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等の遵守

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当する行為を成したときは、プロデューサーチーム会議の決定をもって、除名することができる。

- (1) 前条第2項の遵守義務に違反したとき
- (2) プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為を成したとき
- (3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

(資格喪失)

第9条 会員は、協議会会員の資格を喪失したとき、又は第5条並びに第8条の場合のほか、会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人において解散したときは、会員の資格を喪失する。

第3章 体制

(プラットフォーム運営組織体制)

第10条 プラットフォームの運営組織体制は別紙1の通りとする。

(研究コンソーシアム)

第11条 プロデューサーチーム会議は、プラットフォームにプラットフォームの戦略に基づいて個別の研究テーマをさだめ、専門的技術、アイデアを持ち寄り、果樹生産システムの研究開発を行うグループとして、会員をメンバーとした単独又は複数の研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）を置くことができる。

(プロデューサー)

第12条 プラットフォームには、会員の中から選ばれた1名のプロデューサーを置く。

(プロデューサーの職務)

第13条 プロデューサーは次の各号の役割を担う。

- (1) 果樹生産システム開発における事業化・商品化を推進するため必要となるシーズ及びニーズの発掘

- (2) 関係者間の利害関係の調整
- (3) コンソーシアム間の連携の推進

(プロデューサーの選任)

第14条 プロデューサーは、設立時を除き、会員の中からプロデューサーチーム会議により、選任される。

- 2. 第17条にさだめるプロデューサーの任期が満了したとき、又は第18条のさだめによりプロデューサーが解任されたときには、プロデューサーチーム会議において新たにプロデューサーが選任される。

(コーディネーター)

第15条 コーディネーターは、プロデューサーを補佐する役割を担い、各分野における技術のコーディネートを行う。

- 2. コーディネーターは、プロデューサーが分野を決めて会員の中から候補者を選出し、プロデューサーチーム会議の承認を得て選任される。

(研究代表者)

第16条 研究代表者は、コンソーシアム内の運営及び管理並びに他のコンソーシアムとの連携を通じ、当該コンソーシアムを主導する役割を担う。

- 2. 研究代表者は、会員の中から自薦・他薦によって候補者を選出し、プロデューサーチーム会議の承認を得て選任される。

(プロデューサーチーム会議)

第17条 プラットフォームには、プロデューサー、コーディネーター及び研究代表者全員で構成されるプロデューサーチーム会議を設置し、プラットフォーム運営に係る次の各号にさだめる重要事項の審議を行う。

- (1) 本規則の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算の承認
 - (3) プロデューサーの選任及び解任
 - (4) コーディネーターの選任及び解任
 - (5) 研究代表者の選任及び解任
 - (6) プラットフォームの解散
 - (7) コンソーシアムの設置
 - (8) その他プラットフォームの運営に関し重要な事項
- 2. プロデューサーチーム会議は、議長の招集により適宜開催するものとし、議長はプロデューサーが務めるものとする。議長に事故あるときには、あらかじめ研究代表者又は幹事会員の中から選定した暫定議長が務めるものとする。
 - 3. プロデューサー会議の議事は、プロデューサーチーム会議で審議を受けて議長がこれを決定する。
 - 4. プロデューサーチーム会議メンバーが事前に了解した場合、審議を書面により実施することができる。
 - 5. プロデューサーチーム会議は、適宜、専門的又は個別的な課題に関する諮問機関として、プロデューサーチーム会議が選任した会員で構成される単独又は複数の「ワーキング会議」を設置することができる。

(プロデューサー、コーディネーター及び研究代表者の任期)

第18条 プロデューサー、コーディネーター及び研究代表者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(プロデューサー、コーディネーター又は研究代表者の解任)

第19条 プロデューサー、コーディネーター又は研究代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、プロデューサーチーム会議の決定をもって、それぞれ解任することができる。

- (1) 本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき
- (2) 病気療養等の理由で長期にプロデューサー、コーディネーター又は研究代表者としての責務が果たせないと認められるとき
- (3) その他プロデューサー、コーディネーター又は研究代表者としてふさわしくない正当な理由がある場合

2. 第1項においてプロデューサーを解任する場合、第16条第2項にさだめる暫定議長がプロデューサーチーム会議の議長を務めるものとする。

(報酬)

第20条 プロデューサー、コーディネーター及び研究代表者の報酬はプロデューサーチーム会議において決定する。

(事業年度)

第21条 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第22条 本規則にさだめるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、プロデューサーチーム会議の決議を経て、プロデューサーが別にさだめる。

第4章 運営

(会費)

第23条 会員は、プロデューサーチーム会議でさだめた会費を負担する。ただし、設立から当分の間は会費の徴収は行わないものとする。

(費用負担)

第24条 プラットフォームの活動に係る費用は、特段の場合を除き、原則、当該費用が発生する活動を行った会員が個別で負担する。ただし、事業の進展やその内容に応じて必要となった特段の費用については、事務局に申請の上、プロデューサーチーム会議の承認を得た上でこれを支弁する。

(事務局)

第25条 プラットフォームの事務局を、以下の所在地に置く。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門
茨城県つくば市藤本2-1

2. 事務局は、プラットフォーム運営に係る、総務、庶務全般の業務を行う。

(秘密保持義務)

第26条 会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、別途プラットフォームに差し入れる「秘密保持誓約」に従い、これを取扱う(別紙2)。

(知的財産の取扱い)

第 27 条 プラットフォームにおけるコンソーシアムで得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、会員間での協議を踏まえ、プロデューサー会議において決定する。

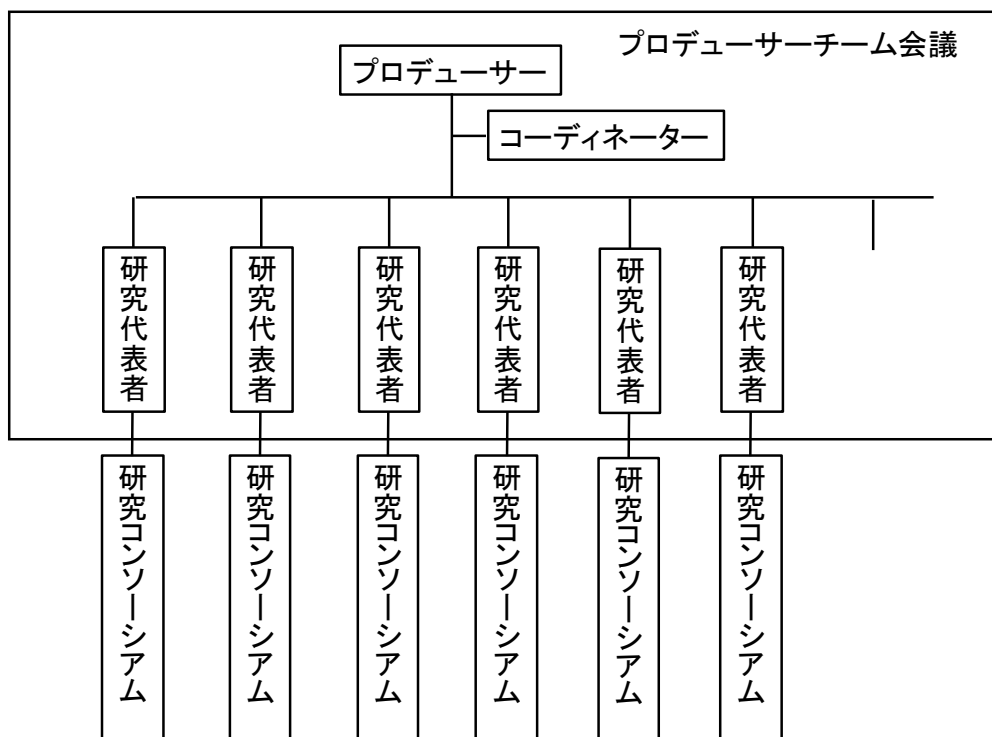
第 5 章 附則

(設立)

第 28 条 設立時の会員は、別紙 3 の通りとする。また、プラットフォーム設立初年度の事業年度は当該設立日から 2019 年 3 月 31 日までとする。

以 上

果樹生産システム研究開発プラットフォーム運営組織図（氏名は2018年5月10日時点）



事務局

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門

茨城県つくば市藤本2-1

果樹茶業連携調整役 和田雅人

プロデューサーチーム会議 担当者氏名（所属）および役割

- ① プロデューサー 中村ゆり（農研機構果樹茶業研究部門生産・流通研究領域）
・事業総括・マネジメント、予算調達の責任者
- ② コーディネーター① 岩波 徹（農研機構果樹茶業研究部門リンゴ研究領域）
・果樹病虫害分野並びに栽培分野（東北）を中心とした技術のコーディネーター
- ③ コーディネーター② 別所 英男（農研機構果樹茶業研究部門品種育成研究領域）
・果樹育種分野を中心とした技術のコーディネーター
- ④ コーディネーター③ 草場 新之助（農研機構果樹茶業研究部門生産・流通研究領域）
・果樹栽培分野（関東東海北陸）を中心とした技術のコーディネーター
- ⑤ コーディネーター④ 薬師寺 博（農研機構果樹茶業研究部門ドウ・カキ研究領域）
・果樹栽培分野（近畿中国四国）を中心とした技術のコーディネーター
- ⑥ コーディネーター⑤ 根角 博久（農研機構九州・沖縄農業研究センター）
・果樹栽培分野（九州・沖縄）を中心とした技術のコーディネーター

- ⑦ 研究代表者① 青木 武久（栃木県農業試験場）
 - ・根圏制御栽培技術を活用した次世代型果樹栽培システムの研究開発の統括
- ⑧ 研究代表者② 前島 秀明（埼玉県農業技術研究センター）
 - ・果実安定生産のための国産花粉生産技術の開発の総括
- ⑨ 研究代表者③ 塩谷 浩（農研機構果樹茶業研究部門ブドウ・カキ研究領域）
 - ・シャインマスカット生育障害対策・高品質安定生産分野の研究開発の統括
- ⑩ 研究代表者④ 後藤 奈美（独立行政法人酒類総合研究所）
 - ・ワイン用ブドウ育種・栽培及びワイン醸造分野の研究開発の統括
- ⑪ 研究代表者⑤ 谷本 恵美子（長崎県農林技術開発センター果樹・茶研究部門）
 - ・ビワ育種・栽培分野の研究開発の統括
- ⑫ 研究代表者⑥ 外山 晶敏（農研機構果樹茶業研究部門生産・流通研究領域）
 - ・果樹の病害虫管理におけるIPM体系の高度化研究の統括

プラットフォーム入会にあたっては、プロデューサーチーム会議の承認が必要です。誓約書については、承認後に改めて事務局より送付する様式（2 ページに納まるように行間を詰めた様式）を用いて提出をお願いします。

(別紙2)

<プラットフォーム個人用>

「知」の集積と活用の中

果樹生産システム研究開発プラットフォーム 御中

秘密保持誓約書

「知」の集積と活用の中 果樹生産システム研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）の会員である _____ は、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業（以下「本事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本事業を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ② 開示方法が F A X、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後 30 日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をし、受領者側と取り交わしたものの。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第2条（秘密保持）

私は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及

び受領者を除く他の会員を含む)へ開示又は漏洩いたしません。

第3条 (目的外使用の禁止)

私は、秘密情報を本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第4条 (情報の管理等)

私は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。

第5条 (複製等の禁止)

1. 私は、秘密情報を、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. 私は、事前に開示者による書面の承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第6条 (情報の返却等)

私は、プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき又は本事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体(その複製、複写物を含む)及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第7条 (事故の報告)

私は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第8条 (損害賠償)

私が本誓約に違背し、プラットフォーム及び/又は開示者に損害を生じさせた場合は、私はプラットフォーム及び/又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

第9条 (不保証)

1. 私は、本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. 私は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. 私は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であることを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第10条 (権利義務の譲渡等の禁止)

私は、事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第11条 (有効期間)

1. 本誓約は、誓約差入れの日から、私がプラットフォーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。
2. 前項の有効期間終了後といえども、第2条から第5条までの規定はさらに3年間、第6条から第9条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第12条 (協議)

私は、本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じて行われる個別協議又はプロデューサーチーム会議の審議等の決定に従います。

以上の事項を誓約し、本誓約書 1 通に記名捺印のうえ、プラットフォームへ差し入れるものとし、私はその写しを 1 通保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

プラットフォーム入会にあたっては、プロデューサーチーム会議の承認が必要です。誓約書については、承認後に改めて事務局より送付する様式（２ページに納まるように行間を詰めた様式）を用いて提出をお願いします。

赤字部分と、組織形態にあわせて[当社・当団体]のどちらか不要部分は削除してください。

＜プラットフォーム法人、団体用＞

「知」の集積と活用の中

果樹生産システム研究開発プラットフォーム 御中

秘密保持誓約書

「知」の集積と活用の中 果樹生産システム研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）の会員である〇〇〇〇〇は、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業（以下「本事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本事業を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ② 開示方法がFAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
 - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後30日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をし、受領者側と取り交わしたものを。
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
 - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
 - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
 - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第2条（秘密保持）

[当社・当団体]は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の会員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

第3条（目的外使用の禁止）

[当社・当団体]は、秘密情報を本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第4条（情報の管理等）

1. [当社・当団体]は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。
2. [当社・当団体]は、秘密情報を本事業の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員若しくは職員等（派遣社員その他自己の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。以下同じ。）にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員若しくは職員等に対し、本誓約において[当社・当団体]が負うべき義務と同等の義務を負わせ、離職後といえどもその義務を免れさせないものとし、その義務違反について全ての責任を負います。

第5条（複製等の禁止）

1. [当社・当団体]は、秘密情報を、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. [当社・当団体]は、事前に開示者による書面の承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第6条（情報の返却等）

[当社・当団体]は、プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき又は本事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第7条（事故の報告）

[当社・当団体]は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第8条（損害賠償）

[当社・当団体]が本誓約に違背し、プラットフォーム及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、[当社・当団体]はプラットフォーム及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

第9条（不保証）

1. [当社・当団体]は、本誓約のいかなる規定も、会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. [当社・当団体]は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. [当社・当団体]は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であると問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第 10 条（権利義務の譲渡等の禁止）

[当社・当団体]は、事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第 11 条（有効期間）

1. 本誓約は、誓約差入れの日から、[当社・当団体]がプラットフォーム解散までに会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。
2. 前項の有効期間終了後といえども、第 2 条から第 5 条までの規定はさらに 3 年間、第 6 条から第 9 条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第 12 条（協議）

[当社・当団体]は、本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じて行われる個別協議又はプロデューサーチーム会議の審議等の決定に従います。

以上の事項を誓約し、本誓約書 1 通に記名捺印のうえ、プラットフォームへ差し入れるものとし、[当社・当団体]はその写しを 1 通保有いたします。

年 月 日

【住所】 _____

【社名・団体名】 _____

【職位】 _____

【氏名】 _____ 印

(別紙3)

※設立時会員名簿

農研機構果樹茶業研究部門

農研機構九州沖縄農業研究センター

栃木県農業試験場

埼玉県農業技術研究センター

独立行政法人酒類総合研究所

長崎県農林技術開発センター